令和5年度(2023年度)第3回教育委員会(6月定例会)議事録

- 1 日時 令和5年(2023年)6月5日(月) 午前9時30分から午後0時05分まで
- 2 場所 教育委員会室(県庁行政棟新館7階)

3 出席者教育長白石 伸一委員木之内 均

委員田浦 かおり委員田口 浩継委員西山 忠彦

委員 三渕 浩

4 議事等

(1) 議案

議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

議案第2号 令和6年度(2024年度)熊本県立高等学校入学者選抜の 基本方針について

議案第3号 令和6年度(2024年度)熊本県立中学校入学者選抜の基本 方針について

議案第4号 熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 の制定について

議案第5号 令和6年度(2024年度)熊本県立特別支援学校高等部等入 学者選抜の基本方針について

(2)報告

- 報告(1) オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の運用 (変更)について
- 報告(2) 令和4年度(2022年度)ネットいじめ等早期対応推進事業 の実施報告について
- 報告(3) 義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)に おける令和6年度(2024年度)使用教科用図書の採択基準 等について
- 報告(4) こども図書館の進捗と今後の予定について

5 会議の概要

(1) 開会(9:30)

教育長が開会を宣言した。

- (2)会議の公開・非公開の決定 教育長の発議により、全て公開とした。
- (3)議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第5号まで、報告(1)から報告(4)までを公開で審議した。

- (4) 議事
- ○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しています。

6月定例県議会に提出予定の教育に関する議案について、知事から教育委員会 に意見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議するものです。該当の議 案は、2ページの知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず、第1号が6月補正予算の議案です。3ページから12ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、13ページから15ページまでに整理しています。13ページは、6月補正予算の総括表です。

今回の補正は、最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目の13億481万円余の増額補正であり、その内訳を14ページに記載しています。主なものを御説明しますと、1は「県立学校におけるICT環境整備に要する経費」、8は「青少年教育施設のWiFi環境やアスレチック整備に要する経費」、12は「県有体育施設等のスポーツ備品等の更新に要する経費」、13は「県営体育施設の設備・機器の改修に要する経費」となっています。

次の15ページは、債務負担行為です。これは、藤崎台県営野球場照明塔設備 改修工事は工期が1年を超え、また図書館システムの更新に当たり、複数年のリ ース契約を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、16ページの第3号は、熊本県職員の特殊勤務手当に関するものです。 17ページの条例案の概要をお願いします。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえ、職員の感染症防疫作業手当を廃止するものです。18ページの第4号は、「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」です。20ページの条例案の概要をお願いします。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、手当の名称変更を行う等、関係規定を整理するものです。

次に、21ページの第7号は、「熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について」です。22ページの条例等議案関係(概要)をお願いします。これは、夜間中学の新設に当たり、条例中の県立学校一覧表に「熊本県立ゆうあい中学校」を追加するものです。

最後に、23ページの第20号議案は、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。24ページの条例等議案関係(概要)をお願いします。「2 専決処分の理由」のとおり、育英資金返還金の債務者に対して県が行った支払督促に対し、3名の債務者から異議の申立てがなされたことで、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。 (委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 「令和6年度(2024年度)熊本県立高等学校入学者選抜の 基本方針について」

高校教育課長

議案第2号「令和6年度(2024年度)熊本県立高等学校入学者選抜の基本 方針について」御説明します。資料2ページを御覧ください。

まず、「1 入試制度の大枠」については、平成24年度(2012年度)入 学者選抜から、現行の形による入学者選抜としています。

次に、「2 前期(特色)選抜」について御説明します。「(2)実施学科等」については、普通科のコース、専門学科、総合学科及びスーパーグローカルハイスクール指定校の全ての学科の中で、希望する学科・コースで実施しています。資料3ページを御覧ください。「(4)募集人員」については、令和4年度(2022年度)入試より、募集人員を募集定員の70パーセント以内の範囲とします。ただし、熊本市に所在する高等学校は、50パーセント以内の範囲とします。「(6)選抜方法等」については、面接・小論文・実技検査など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととします。

ただし、募集人員が募集定員の50パーセントを超える場合は、学校独自検査をA群・B群と2つの群に分け、A群及びB群のそれぞれから1つ以上の検査を実施します。A群は、面接・実技検査など、B群は、小論文・実験・自己表現・小中学校における総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなどとします。

「(7)前期(特色)選抜の日程」については、実施日を令和6年(2024年)2月1日とします。実施日については、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類移行を受け、令和3年度(2021年度)入試以前の時期に戻しています。

次に、「3 中高一貫教育(連携型)に係る高等学校入学者選抜」については、小国高等学校で実施します。4ページを御覧ください。「(3)入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」とします。日程については、前期(特色)選抜と同じです。

続いて、「4 後期(一般)選抜」については、(2)にあるように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、「(4)募集人員」は、募集定員から前期(特色)選抜又は連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数とします。また、併設型の中高一貫教育を行う高校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数とします。資料5ページ「(5)選抜方法等」については、学力検査として5教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱についても、これまでどおり学力検査を行う5教科については、学力検査の得点を用いて、8ページに記載の別表により、補正を行います。「(6)学校選択問題」については、数学及び英語の学力検査において作成します。なお、英語の学校選択問題については、リスニングテストも含みます。「(7)後期(一般)選抜の日程」については、実施日を令和6年(2024年)3月5日及び6日とします。後期(一般)選抜についても、実施日を令和3年度(2021年度)入試以前の時期に戻します。資料6ページ「(9)後期(一般)選抜の追検査」は、令和3年度(2021年度)入試から設けていますが、「ア 資格」を変更します。

「病気その他やむを得ない事情により、後期(一般)選抜の学力検査を受検することができなかった者で、その理由が出身中学校長によって証明された者」が

対象となります。「イ 募集人員」は若干名とし、「ウ 学力検査」は国語・数学・英語の3教科とします。「オ 日程」については、令和6年(2024年)3月14日の実施となります。

続いて、「5 二次募集」については、全日制課程及び定時制課程において、 合格者数が募集定員に満たない学科・コースについて実施します。全日制課程の 日程について、面接・実技検査等を実施する学校については、実施日を令和6年 (2024年) 3月21日とします。

また、昨年度は後期(一般)選抜追検査受検者対象の二次募集を設けましたが、追検査受検者についても、同じ令和6年(2024年)3月21日に受検が可能となるよう変更します。

資料7ページ「6 その他」については、海外帰国生徒等の特別措置や障がいがある受検者への配慮事項等について示しています。

また、昨年度設定した新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置については、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことを受け、今年度は実施しません。

以上、御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

資料3ページの2(6)イ(ウ)ですが、A群・B群が、どの程度利用されているのでしょうか。また、学科・コースによって、こちらの方はA群が多い、こちらの方はB群が多いなど、おおよその状況を教えていただければと思います。 併せて、昨年度の二次募集の受検者数も教えていただければと思います。

高校教育課長

1点目の御質問ですが、A群・B群というのは、募集定員の50%を超えるような募集人員を設定している学校が、必ず両方から1つずつ選ばなければならないことになっています。50%以下の設定の学校においては、A群・B群ではなく、資料3ページの2(6)イ(ア)にあります独自検査を、それぞれの学校で行うことになっています。

2点目の御質問ですが、昨年度の二次募集の受検者は、182名です。

田口委員

二次募集については、思った以上に人数が多く、そして、どこにも行けない生徒たちを受け入れていただけるシステムであることが分かりました。

1点目の質問に関連して、B群の総合的な学習の時間の成果の発表を採用されている学校はどれぐらいあるのでしょうか。

面接についても、いろいろと工夫していただいていることが分かりました。 そして、子どもたちの思考力・判断力・表現力や学びに向かう力が、この総合 的な学習の時間の成果などでも見えてくるように思いました。

高校教育課長

御質問いただいた総合的な学習の時間の成果の発表についてですが、総合的な 学習の時間の成果の発表、プレゼンテーションや自己表現という独自検査を実施 している学校は、4校あります。

教育長

基本的には、中身の変更ではなく、新型コロナウイルス感染症の関係で、日程を早めて実施していたものを、前の日程に戻したということでしょうか。

また、私立高校との日程調整は、今どのようになっているのでしょうか。

高校教育課長

日程に関しては、そのとおりです。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者若しくは濃厚接触者が、一定期間自宅から出られない状況でしたので、特別措置等を設定しましたが、5類に移行し、インフルエンザ感染者と同様に、別室で対応できるため、日程を戻します。

私立高校の日程については、私立高校や熊本県私立中学高等学校協会と調整していきます。私立高校では、県立高校の日程を見て、その後に日程を発表するのが、これまでの流れです。

教育長

私立高校ともしつかり情報共有をしていただければと思います。

西山委員

選抜方針については異論ありませんが、先ほど田口委員からの質問で、二次募集の受検者が182名ということですが、県立高校として、どういう学科・コースが必要で、どれだけの定員であるべきかといった県立高校のあるべき姿・ビジョンの作成も同時に行っていく必要があると思います。今年の状況を一度整理して、教えていただくようお願いします。

また、定員割れが非常に多く、ビジョンが描きづらい状況ですが、そのあたりを今後どうやっていくかについても、並行して議論していかなければならないと思っていますので、よろしくお願いします。

高校教育課長

ありがとうございます。こちらもしっかり整理をしていきたいと思います。

三渕委員

選抜方法については、特に異論ありません。むしろ先生たちの働き方に関わる部分かと思いますが、最近は定員割れもあり、非常に学力の幅が広く、多種多様な生徒が入学し、その生徒に対応するのが大変だという意見を、高校の先生たちから聞いています。だからといって、選抜方法を変えるのはおかしいかもしれませんが、そのような意見が結構あるということを、ここで申し上げておきます。

高校教育課長

関係課とも情報共有したいと思います。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第3号 「令和6年度(2024年度)熊本県立中学校入学者選抜の基本 方針について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第3号「令和6年度(2024年度)熊本県立中学校入 学者選抜の基本方針について」御説明します。資料を御覧ください。昨年度から の変更点が大きく3点あります。

1点目は、「2 出願資格」と「4 通学区域」についてです。令和6年度 (2024年度)から、県立八代中学校において、国際バカロレアのミドル・イ ヤーズ・プログラム (MYP) の試行を開始するに当たり、通学区域の見直しを行い、県外であっても、保護者とともに居住し、そこから通学する者も出願可能とし、その入学者については、2人以内とします。

2点目は、「5 (1) 適性検査」についてです。昨年度公表したとおり、令和6年度(2024年度)入学者選抜から、国語・社会・算数・理科の4領域に加え、外国語(英語)領域に基づいた内容を出題します。

3点目は、「6 追考査について」です。新型コロナウイルス感染症の感染症 法上の位置づけが5類感染症へ変更されましたので、昨年度の「新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により」を「病気その他やむを得ない事情により」に変更します。

それでは、資料の最初に戻って説明します。「1 入学者の選抜について」と 「3 募集定員」は、昨年度からの変更点はありません。「2 出願資格」と 「4 通学区域」については、先ほど述べたとおりです。「5 検査について」 は、(1)にあるように、「小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎 的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表 現力等について、総合的な力をみる」ための適性検査としていますが、先ほど述 べたとおり、外国語(英語)領域に基づいた出題が加わります。(2)に記載の 「集団面接又は個人面接を実施し、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等をみ る」こととします。「6 追検査について」は、先ほど述べたとおりです。な お、追検査は適性検査及び面接とします。「7 入学者選抜の日程」についてで すが、入学者選抜検査日は、令和6年(2024年)1月7日とします。受検生 が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施しま す。選抜結果の通知は1月18日とし、出願期間等については記載のとおりで す。入学意思確認書提出期間は、1月19日から1月24日としますが、これ は、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるた めに設定するものです。また、「追検査関係日程」についてですが、入学者選抜 追検査日は、1月28日とします。追検査選抜結果の通知は、2月1日とし、申 請期間等については、記載のとおりです。

追検査受検者対象の入学意思確認書提出期間は、2月2日から2月6日とします

以上、御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第4号 「熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 の制定について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第4号「熊本県立中学校の通学区域に関する規則の一部 を改正する規則の制定について」御説明します。 提案理由は、ただ今御説明した県立八代中学校の国際バカロレアの導入に伴い、通学区域に特例を設けるために、本教育委員会に付議するものです。

先ほど御説明したとおり、県立八代中学校にあっては、県外であっても保護者とともに居住し、そこから通学する者も出願可能とするため、その部分を改正しています。

お手元の資料の2ページに概要、4ページに新旧対応表を載せています。本来通学区域は県下全域となっているため、必要がある場合は特例を設けることができるという条項を、第4条として新しく加えています。今回、基本方針の中で定めたものが、まさしく特例に当たります。

以上、御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第5号 「令和6年度(2024年度)熊本県立特別支援学校高等部等入 学者選抜の基本方針について 」

特別支援教育課長

議案第5号「令和6年度(2024年度)県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」御説明します。

提案理由は、入学者選抜の実施に当たっては、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条の規定により、教育委員会においてその基本 方針を定める必要があるためです。

資料の2ページを御覧ください。特別支援学校高等部等の入学者選抜については、各特別支援学校・学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・ 適性等を総合的に評価して実施するものとしています。

特別支援学校高等部等の入学者選抜は、2ページ「I ひのくに高等支援学校 及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」と、3ページ「Ⅲ I以外の特別支援学 校高等部等」に分けて実施します。

まず、2ページ「I ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」について御説明します。この1校1学科については、職業自立を重視した専門的な教育を行っており、「1 (1)出願資格」では、志願できる者を「日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①から⑤までを全て満たす者」とします。「(2)検査及び面接・面談」については、検査等の内容は校長が定め、必要に応じて、受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができることとします。「(4)主な日程」については、ウにある検査を1月24日(水)・25日(木)の2日間で行い、合格者発表を2月1日(木)に行います。「2 二次募集について」は、合格者が募集定員に満たない学校・学科について実施し、3ページ(2) イのとおり、検査等を2月6日(火)に実施します。

次に、ただ今説明しました1校1学科以外の特別支援学校高等部等について、

御説明します。

出願資格は、1 (1)に示すとおり、「原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障がいがある者で、かつ下の①及び②を全て満たしている者」とします。学校教育法施行令第22条の3は、視覚障がいや聴覚障がいなど、対象となる5つの障がいについて、入学可能な障がいの程度を示したものです。「(2)検査及び面接・面談」については、検査等の内容は校長が定め、必要に応じて、受検者本人に面接又は面談を行うことができるとします。「(4)主な日程」については、ウにあります検査を、3月5日 (火)6日 (水)の2日間又はいずれか1日で実施し、合格者発表を3月13日 (水)に実施します。

なお、教員が家庭または医療機関に出向いて教育を行う訪問教育にあっては、 書類による選考とし、検査日は設けないこととします。

4ページ「2 二次募集について」は、合格者が募集定員に満たない学校・学科等について実施し、(2) イの検査等実施日を3月19日(火)とします。

「3 二次募集の追加について」は、近年、特別支援学校への進学ニーズが高まっていることから、二次募集の実施後もなお、進学先が決まらないというケースがないよう、その時点で合格者が募集定員に満たない学校・学科等において、二次募集の追加を実施する場合もあるとします。

特別支援学校の入学者選抜の日程についても、高等学校入学者選抜の日程に合わせ、コロナ禍前の日程とほぼ同じです。生徒や学校への影響は少ないと考えます。

令和6年度(2024年度)熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本 方針については、以上のとおりです。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

三渕委員

出願資格ですが、ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校の「日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者」は、どのような基準でしょうか。療育手帳が必要でしょうか。

特別支援教育課長

知的障がいのある生徒になります。その中でも、ひのくに高等支援学校・鏡わかあゆ高等支援学校については、比較的軽度の知的障がいのある生徒を対象とします。明確な基準、線引きというものはありませんが、比較的軽度になります。

三渕委員

では、療育手帳は必要ないということでしょうか。

特別支援教育課長

療育手帳は、知的障がいがある場合に発行されますが、療育手帳については、 福祉サービスを利用するためのものです。教育の適性を判断するものとして、療 育手帳が適するかということは少し違うと思います。

三渕委員

そうすると、教育相談を受けているところである程度、判断されるということ でしょうか。知能検査の点数等が必要でしょうか。

特別支援教育課長

必要に応じて、どの程度の知的障がいあるのかは確認します。

三渕委員

いろいろな程度の障がいのある子どもがいると思いますが、希望すれば全員ど

こかの特別支援学校の高等部に入れるという考えでしょうか。

特別支援教育課長

ミスマッチが起こらないようにする必要はあると思います。その学校が行う教育内容等に適する生徒たちに入学してほしいと願っています。今、特別支援学校の整備も進み、十分な数を受入れる体制を整えることができていますので、いずれかの学校には入学できると思っています。

教育長

ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校の倍率は、高いでしょうか。

特別支援教育課長

昨年度については、ひのくに高等支援学校は、32人の募集に45人の希望があり、1.41倍、鏡わかあゆ高等支援学校については、40人の募集に55人の希望があり、1.38倍となります。

教育長

そこに漏れた人でも、どこかに入ることができるということでしょうか。

特別支援教育課長

はい。後に実施するⅡの「Ⅰ以外の特別支援学校」を受検し、いずれかに入る ことになります。ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校を不合格となった生徒で、高等学校を目指す生徒も一定数いると把握しています。

教育長

はい。分かりました。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告(1)「オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の運用(変更)について」

教育政策課長

教育政策課です。報告(1)を御覧ください。「オンライン会議システム等を 活用した教育委員会会議の運用(変更)について」御説明します。

「教育委員会におけるオンライン会議システムの活用方針」及び「システム活用時の運用及び注意事項」については、令和3年(2021年)3月の定例教育委員会において報告し、運用してきました。

今後、臨時会等の開催に当たり、教育委員会室等に来ることができない場合にも、オンライン会議システムを活用することができるようにするため、活用方針を変更します。併せて、情報セキュリティを確保しつつ、利便性を高めるため、システム活用時の運用及び注意事項についても変更します。

変更点を「新旧対照表」にまとめていますので御覧ください。

なお、これまで、使用するWeb会議ツールを限定していましたが、県で使用しているオンライン会議ツールを活用することとします。

運用開始時期については、明日6月6日からとします。説明は、以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

個人のパソコンの利用も可能としたということでしょうか。

教育政策課長

そのとおりです。

教育長

他はよろしいですか。

○報告(2)「令和4年度(2022年度)ネットいじめ等早期対応推進事業の 実施報告について」

学校安全 · 安心推進課長

学校安全・安心推進課です。お手元の資料を御覧ください。

本事業は、平成30年度(2018年度)から運用開始した、ネットいじめやネットトラブルなど、SNS上でのいじめ等の諸問題に対する学校の取組を支援することを目的とした事業です。

生徒が直接投稿できる「いじめ匿名連絡サイト」を全県立学校に導入し、先にお伝えしたネット上のトラブルだけでなく、学校生活の中でのいじめや不満・トラブル等も投稿されています。投稿された内容は、委託業者から翌営業日までに本課へ情報提供される仕組みです。なお、緊急対応が必要な場合は、休日でも本課へ連絡が入ります。その後、対応の留意点等を含め、学校へ情報提供を行うことで、諸問題の早期発見、早期対応及び事態の重大化を防止することを目的とし、運営をしています。

実績報告の前に、実際の投稿画面を使って、仕組みを御説明します。モニター を御覧ください。

各学校には、エリアごとに割り振られたURLとQRコードを張り付けた文書を生徒に配付するようお願いしています。今回は、URLで実際の投稿を行います。

まず、STEP1として、スクールサインの画面になりましたら、「個人情報の取り扱いについて同意します」にチェックします。その後、「学校に伝える」ボタンを押します。

STEP2として、自分の学校を選択し、「選択して次へ」ボタンを押します。 STEP3として、この画面に移動したら、「最近心配な人」を入力し、「伝える内容」を入力します。

STEP4として、スクリーンショットや写真をアップロードすることもできます。特になければ、スキップしても構いません。

最後に、「学校に連絡する」ボタンを押して、投稿完了となります。投稿は、 委託先(アディッシュ株式会社)から本課へ、本課から各学校へと配信されます。 以上が投稿までの流れです。

それでは、「2 事業の結果」を御覧ください。昨年度1年間の投稿件数は、443件で、(2)にあります3年間の推移としては、令和2年度(2020年度)の321件、令和3年度(2021年度)の506件と比較して、63件減少しています。

平成30年度(2018年度)から本格運用が始まり、生徒への定着も進み、 悩みを一人で抱え込まずに相談する場としての役割が広がっていると感じていま す。

内訳としては、いじめに関するもの21件、悩み相談24件、不満214件、

その他172件です。

いじめについては、21件のうち、9件が、このスクールサインによって学校が初めて知ったものです。いずれも学校が迅速な初期対応を行った結果、9件中9件全てが、既に解消に至っています。

また、イにありますように、緊急に対応する必要があると判断した場合には、 県警等の関係機関と連携を図りながら、当該生徒の安否確認を第一に対応することになっており、年度当初に県警と確認し、各学校へ周知しています。

ただし、本システムは、リアルタイムで生徒からの投稿をモニタリングするものではありませんので、生徒及び保護者に対しては、その旨を周知するとともに、真に緊急な場合は、「24時間SOSダイヤル」を始めとする相談窓口の紹介を行っています。

次に、ウにありますように、投稿総数は、昨年度比で63件減少していますが、悩み相談は15件、不満は37件増加しています。悩みや不満の相談の中には、新型コロナウイルスの行動制限緩和により、各学校が再開した学校行事に関する投稿も見られました。これらの投稿は、生徒たちからの貴重なSOSと捉え、学校に情報提供することで、教育相談等適切な対応につなげています。

その他の項目には、校則違反に関する投稿や、SNSに関する投稿などがありました。いたずらの項目は、主訴が不明なものや、在籍しない生徒の情報や、架空の出来事といった投稿でした。

学校安全・安心推進課が受けたスクールサインの投稿は、当該校へ全て送信しています。投稿内容によっては、学校に事実の確認、対応及び報告を求めています。学校は、担当者に情報共有し、必要に応じて生徒に対応しています。

部活動に関する投稿(部員間のトラブル、指導者への不満等)は、50件であり、指導者の言動に関する投稿や、練習時間が長い、休みがないなどの不満による投稿が多く見られました。関係各課と連携しながら、学校に情報提供することで、教育相談やその後の丁寧な対応につなげています。

本課としては、このネットいじめ早期対応推進事業は、生徒の安全・安心な学校生活に一定の効果があると考えており、引き続き、事業の継続を図っていきたいと考えています。

最後に、本年度も4月に本事業を周知していること、教職員のわいせつ行為を 始めとする不祥事根絶に向けた取組として、スクールサインを相談窓口の1つと して周知を図っていること、また、悩み相談のため、県教育委員会だけではなく、 熊本県や関係機関、民間機関等の相談窓口一覧を作成し、全ての児童生徒に周知 し、児童生徒が悩みを相談できる体制の充実を図っていることを申し添えます。 報告は、以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

生徒がどのようにしてスクールサインの画面に辿り着くのか教えてください。

学校安全・安心推進課長

URLとQRコードを張り付けた文書を生徒へ配布しています。その文書のURLとQRコードでアクセスすることになります。

西山委員

画面にアクセスするためのスクールサインのアイコンのようなマークはありますか。生徒が自分で作ることになるのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

今回は、パソコンの画面からの説明のため、アイコンをお見せすることはできませんでしたが、スマートフォンからアクセスする場合には、スマートフォンのホーム画面にアイコンが追加されます。その後は、画面に追加されたアイコンをクリックして、アクセスすることになります。

西山委員

生徒には、文書でアクセスした後のスマートフォン画面へのアイコンの追加について、説明していますか。

学校安全 · 安心推進課長

各学校で説明しています。

西山委員

スクールサインは、私立学校には紹介しないのですか。

学校安全 · 安心推進課長

本事業は公立学校を対象としているので、私立学校は対象としていません。

西山委員

対象とできないのか、していないのかは分かりませんが、熊本県の高校生なので、スクールサインを実施してはいかがでしょうか。組織が分からないので、教えてください。

学校安全 · 安心推進課長

本事業は県立学校に対する仕組みとして実施しています。私立学校は、知事部局で所管しているため、実施していません。

西山委員

私立学校も実施すれば良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

学校安全・安心推進課長

本事業は、県立学校が対象のため、県立学校については、設置者の県教育委員会が利用するようにと伝えることができます。しかし、私立学校は、設置者が学校法人となります。私立学校の導入については、知事部局の担当と適宜やりとりをしながら検討していきます。

田口委員

資料の「3 その他」に、県立学校の生徒及び保護者に周知とありますが、できるだけ気軽に相談しても良いと生徒や保護者に認識してもらうことが重要と考えます。多くの人が利用しているという情報が伝わると良いと思います。

「(3) 投稿状況」に、具体的な例が記載されていますが、このレベルの相談でも受け付けてもらえることが伝わると、利用者も相談しやすいと思います。まだ、投稿へのハードルが高いように感じます。投稿のハードルを下げるような手立てをしているのか教えてください。

学校安全・安心推進課長

資料に投稿状況の例を挙げていますが、その他にも、気軽な内容は投稿されています。例えば、学校でのインスタグラムの利用や、クラスマッチについての要望などの投稿もあります。御指摘を踏まえて、今後もハードルの高さを感じることがないよう周知に取り組んでいきます。

田口委員

対面では相談が苦手な生徒もいます。この制度を使って、相談できるハードルを下げることは良い取組だと思います。

特に、対面で相談ができない生徒は、表面上は何もないように繕うところがあ

ります。そのような生徒の声を聞き取ることができるような取組をお願いします。 また、投稿の分類「いたずら」という定義ですが、単純に悪意を持っていたず らをしている反面、もしかしたら、きちんと伝えられずにいる生徒の可能性もあ ります。完全にいたずらと決めつけずに対応する必要があると考えます。大変か もしれませんが、良い制度だと思いますので、いろいろなところで活用して欲し いと思います。

学校安全・安心推進課長

投稿内容によっては、いたずらと見られることもありますが、実際の声である 事案の可能性も考えられますので、適切に対応していきます。投稿は、全て本課 で情報共有しています。名前だけ架空の生徒で、本当の事案の可能性もあります。 我々からすると、いたずらと見られますが、学校が確認することにより、本当の 事案であると分かることもあると思いますので、学校への情報共有も確実に行い ます。空振りはある程度許容し、少しでも早い段階のSOSをキャッチすること が重要と捉えています。御指摘も含めて、空振りを恐れず、しっかりと情報収集 し、対応していきます。

三渕委員

緊急対応について、昨年度はなかったと報告されています。実際に自殺をほの めかすなどの緊急対応が必要となった場合の対応は、どのようになっているので しょうか。マニュアルなどがあるのか、教えてください。

学校安全 · 安心推進課長

内容によっては、委託業者から、即時に本課へ連絡があります。その後、担当 指導主事から直接学校に連絡を取り、対応することになっています。また、犯罪 事案であれば、加害・被害も含めて、緊急度に応じて委託業者が直接警察に連絡 し、事実確認などを教育委員会と連携して対応することになっています。緊急対 応が必要な事案は、関係機関と連携して、対応することになっています。

三渕委員

緊急対応の投稿には、保護者への連絡は大事だと思いますが、学校が連絡する のでしょうか。

学校安全・安心推進課長

ケースバイケースですが、委託業者から直接警察に連絡し、警察が生徒や保護者と連絡を取り、安全確認を行う場合もあります。緊急性が高いと判断された場合は、そのような対応をとることもあります。また、学校が家庭訪問を行い、状況を確認することもあります。

三渕委員

緊急の場合、対応される当直の方などは、どのようにしたら良いか悩むと思います。緊急対応の場合は、ある程度決まっている方が対応しやすいのではないでしょうか。

学校安全・安心推進課長

緊急時の対応フローはあり、年度当初に各学校へ周知しています。緊急を要する場合の学校への連絡については、管理職にすることになっています。その後、管理職の判断で、対応することになります。

県立学校教育局長

補足をします。三渕委員からありました、自死等をほのめかすなどの緊急事態の場合には、警察本部から速やかに、学校安全・安心推進課へ連絡が入ることになっています。その後は、各学校の管理職に連絡することになります。スクール

サインの緊急事案の連絡網を整備しており、夜中に投稿があれば、それからでも管理職に連絡ができるようになっています。警察がそのまま安否確認を行った方が良い場合や、学校を通じて保護者に連絡を取り、居場所の確認や安否確認等を行った方が良い場合など、県警と教育委員会が精査し、連携して対応するフローを作成しています。

また、田口委員からありました、投稿のハードルを低くするための取組としまして、毎年4月10日までに、学校安全・安心推進課から各学校のQRコードが入った文書を各学校に通知しています。各学校には、ホームルームの時間にスマホやタブレット等を使ってQRコードを読み込み、全員が利用できるように指導するよう学校に周知しています。

今後も、本日助言があったように、昨年度の件数を踏まえて、些細なことでも 構わないので、不安や悩みは、遠慮なく投稿するように再度学校に伝えてもらい ながら、相談体制の整備や相談機能が果たせるよう徹底していきます。

木之内委員

生徒にはある程度徹底されてきていますが、保護者へはどうでしょうか。保護者も投稿することは可能でしょうか。また、生徒と保護者の投稿数のウェイトが分かれば教えてください。加えて、投稿は委託業者が分類していると思いますが、ある程度専門の方が分類しているのか、教えてください。

学校安全・安心推進課長

各学校には、PTA総会等をとおして、保護者の方への周知をお願いしています。投稿の実態としては、生徒からの投稿がほとんどです。比率は数値を出していないので今お答えすることができません。今後、保護者からの投稿も可能となるよう周知を図ります。投稿は、専門性がある方が分類しています。その実績を踏まえた業者を選定し、委託しています。

木之内委員

そのような業者が、私立学校へ事業の導入を働きかけたりはしないのでしょうか。予算の問題もありますが、県内の生徒である以上は、できるだけ統一される方が良いと考えます。ここで分からなければ、次回にでも、知事部局と連絡を取り合って教えてください。

学校安全・安心推進課長

業者が私立学校にどのように対応しているかについては、次回の定例教育委員会で情報提供したいと思います。

県立学校教育局長

補足をします。本事業を導入して2年目に、私立学校にも情報提供をしています。一部の私立高校の管理職から、当時の教育委員会へ、運用にどれぐらいの費用がかかるかなどの問い合わせがあったのも事実です。最終的に導入したのかは分かりませんが、私立学校が全部導入するとなれば、県である程度の予算の支援はできるのではないかとの話は、知事部局から聞いたところです。1校・2校での導入で、県からの支援となると難しいと思われますが、本事業の導入についての情報提供はしています。

西山委員

熊本県内の高校生は、スクールサインが使えるように、県も努力してほしいと 思います。URLを毎年文書で配付して、周知していることは理解できました。 生徒には、アイコンの設定までお願いしたいと思います。スクールサインの生徒 や保護者の意見や、支援を求める声をいち早く察知していく取組は、非常に有益 だと感じます。それに併せて検討していただきたいのが、熊本市立帯山中学校のSNSです。自分たちで問題を解決していく、自浄作用を作り出す効果のあるSNSの活用だったと聞いています。受け皿は大変だという話はありますが、大変な課題を解決していただき、自分たちの組織が、自分たちで方針を決め、住み良い学校生活を作っていくというのが、仲間としての役割だと思います。学校内で意見を交わし、生徒自らより良い学校を作り上げていけるようなSNSの活用をしてほしいと思います。

田浦委員

スクールサインのトップのページに、緊急の場合は「24時間SOSダイヤル」も利用できるなどの表示があるといいと思います。

学校安全 · 安心推進課長

「24時間SOSダイヤル」が利用できることをスクールサインのトップの画面で伝えることについては、委託業者とのやりとりが必要になりますが、今後、検討していきます。

教育長

他はよろしいですか。

○報告(3)「義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)における令和6年度(2024年度)使用教科用図書の採択基準等について」

義務教育課長

報告(3)「義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)における令和6年度(2024年度)使用教科用図書の採択基準等」について、御報告します。

教科書の採択替えは、基本、4年に1度行われ、今年度が令和6年度(202 4年度)から使用される小学校の教科書の採択の年となります。

まず、教科書採択の流れについて御説明します。モニターを御覧ください。中央部⑦採択についてですが、教科書採択の権限は、国立・私立学校では、校長にあります。市町村立学校では、学校を設置する市町村教育委員会となります。単独採択地区である熊本市・山鹿市、共同採択地区である教育事務所を単位とした地区は、いずれも学校を設置する市町村の教育委員会が採択権者となります。

このことを踏まえ、市町村立学校の教科書採択に係る都道府県教育委員会の役割は、資料上部中央⑤に示してあるように、法令により、市町村教育委員会(及び国立、私立の義務教育諸学校の校長)が行う採択事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこととなっています。そのため、今回、教科書採択の参考となる「採択基準等」を作成しました。

資料 49 ページを御覧ください。1 の (1) ~ (5) は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領に基づいています。それを踏まえて、具体的な内容を 2 の (1) ~ (8) 、合計 1 の観点で示しています。

また、「4 採択の方法及び留意事項」については、公正確保の徹底等について示しており、「(1)教科書採択に直接の利害関係を有する者や、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないよう留意すること。」など、(6)まで採択する際の留意事項を示しています。

なお、この「採択基準等」については、関係法令に基づき、熊本県教科用図書 選定審議会に諮問し、5月29日(月)付けで答申をいただいたところです。 また、この「採択基準等」に基づいて、来年度から使用される小学校用の教科書についての調査研究資料「選定資料」も作成しています。選定資料及び教科書については、その内容の一部を、後ほどフリートーキングで説明します。

52ページから53ページまでは、特別支援学校、小中学校の特別支援学級で使用します教科書以外の一般図書「その子どもたちの実態に応じて選定する教材」を採択する際の留意事項として作成しているものです。

義務教育課からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

○報告(4)「こども図書館の進捗と今後の予定について」

社会教育課長

社会教育課です。資料54ページを御覧ください。報告(4)「こども図書館の進捗状況」として、今後の予定について御報告します。

令和4年(2022年)8月に、県と安藤氏(株式会社安藤忠雄建築研究所)でこども図書館の整備に関する協定を締結しました。

そして、昨年の12月には、女優の竹下景子氏をお招きして、県立劇場で「キックオフフェスティバル」というイベントを開催し、約800名の方が参加されました。

昨年度の2月定例県議会においては、負担付寄附受納に係る議案及び基金条例 の制定に係る議案についての可決をいただき、県民参加型の運営を目指して、寄 附の呼びかけを開始したところです。

本年度に入り、4月から「こども図書館(仮称)」開館に係る選書基準作成等 委員会議を行い、有識者の方をお招きして、選書基準やテーマ、どのような配架 をするかについての協議を始めているところです。

そして、5月10日に着工し、本体工事は6月を予定していますが、現在工事が始まったところです。

6月からは、県民がお持ちの本をこども図書館に寄贈いただく企画を実施しています。6月と8月の2回に分けて、県内全域で開催を予定しています。7月からは、この寄贈本の状況を見ながら、新規本の購入手続きについて予定しています。

スケジュール表を御覧ください。本体工事等は、6月から始まり、3月までかかる見込みです。既存工事等は、現在の図書館の内部改修で、令和6年(2024年)春のオープンを目指して、こちらも併せて行います。

55ページを御覧ください。先ほど紹介しました、こども図書館へ本を寄贈いただくためのチラシです。絵本や児童書を持ってきていただきます。56ページを御覧ください。こちらに掲載している県内各地域で、催しを開催します。県立図書館と熊本市の図書館及び公民館については、期間をとおして収集を行い、各地域については、6月と8月の掲載している日に、各地域のセンターや図書館等で収集を行います。6月3日の荒尾市立図書館においては、岱志高校の生徒に御協力いただき、収集の様子がニュースになりました。このように、各地域の方々にも御協力いただきながら、収集を進めています。

57ページを御覧ください。こども図書館の寄附金のお願いとして、このチラ

シを配布しています。

58ページを御覧ください。上が開館予定のこども図書館の内観のイメージで、一部木造となります。左側は、外観のイメージで、県立図書館の南側に隣接したスペースに建設予定です。

来年春のオープンを目指して、しっかり取り組んでいきたいと思います。 報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

三渕委員

最後の寄附申込というのは、こども図書館に対しての寄附ですか。

社会教育課長

県では色々な寄附金のメニューがありますが、メニューの1つに「こども図書館応援分」があります。これを選択していただければ、こども図書館に対して寄 附いただけます。

寄附金に関しては、ふるさと納税を活用し、税務課と一緒にやっているところです。

教育長

県民参加型ということで、本だけでなく、運営費も含めて、県民の皆様の寄附 を募集しているところです。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和5年(2023年)7月13日(木) 教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後0時05分。